

皮膚等障害化学物質<sup>※A</sup>(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行))に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト  
 弊社対象の製品一覧

三彩化工株式会社  
 2024/10/11

≪検索方法≫  
 ①編集／簡易検索(Ctrl+F または Command+F)で検索バーを開く。  
 ②検索バーのテキストボックスに、検索するキーワードを入力します。

(※)皮膚等障害化学物質の含有量が裾切値未満の製剤は皮膚等障害化学物質等には該当いたしません。

(※)製品SDSに「キシレン <1%」記載がある場合、キシレンの含有量が0.1%以上0.3%未満 皮膚等障害化学物質等 非該当/0.3%以上1%未満 皮膚等障害化学物質等 該当となります。(詳細な対象製品は以下の一覧をご参照ください。)

(※)成分名は、製品SDSに記載の名称と国によるGHS分類の名称が異なることがあります。

SDS 反映	No.	製品名	CAS No.	国によるGHS分類の名称	皮膚刺激性 有害物質 <sup>※B, C</sup>	皮膚吸収性 有害物質 <sup>※D, E</sup>	皮膚等障害成分 の裾切値(%)	カタログ① 総合 カタログ	カタログ② ネオリバー カタログ	カタログ③ 泥パック 工法カタログ	(弊社HP) SDS閲覧申込 フォーム
済	1	ネオリバー #132 MIL-R-25134B(2)	67-56-1 111-76-2	メタノール エチレンジグリコールモノノールマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)		●	0.3 1	*			
済	2	ネオリバー #111	67-56-1 100-51-6	メタノール ベンジルアルコール	●	●	0.3 1	*			*
済	3	ネオリバー #100	67-56-1	メタノール		●	0.3	*	*		*
済	4	ネオリバー #120	67-56-1	メタノール		●	0.3	*	*		*
済	5	ネオリバー #130	67-56-1	メタノール		●	0.3	*			*
済	6	ネオリバー #160	67-56-1	メタノール		●	0.3	*	*		*
済	7	ガンクリーナー	67-56-1	メタノール		●	0.3	*			*
済	8	ネオリバー #230	67-56-1 75-04-7	メタノール エチルアミン	●	●	1	*	*		*
済	9	ネオリバー #240	67-56-1	メタノール		●	0.3	*	*		*
済	10	ネオリバー #242	67-56-1 75-04-7	メタノール エチルアミン	●	●	1	*	*		*
済	11	ネオリバー #246	67-56-1	メタノール		●	0.3	*			*
済	12	ネオリバー S-651	64-18-6	ギ酸	●		1	*	*		*
済	13	ネオリバー S-635	67-56-1	メタノール		●	0.3	*	*		*
済	14	ネオリバー S-640	64-18-6	ギ酸	●		1	*	*		*
済	15	ネオリバー S-701	64-18-6 64-19-7 1319-77-3	ギ酸 酢酸 クレゾール	●	●	1 1 1	*	*		*
済	16	ネオリバー SP-751	64-18-6	ギ酸	●		1	*	*		*
済	17	ネオリバー S-767	67-56-1 79-14-1	メタノール ヒドロキシ酢酸	●	●	0.3 1	*	*		*
済	18	木部専用剥離剤 とれタン	67-56-1 79-14-1	メタノール ヒドロキシ酢酸	●	●	0.3 1	*			*
済	19	ネオリバー S-801	64-18-6 64-19-7 1319-77-3	ギ酸 酢酸 クレゾール	●	●	1 1 1	*	*		*
済	20	ネオリバー SP-840	64-18-6	ギ酸	●		1	*	*		*
済	21	ネオリバー SP-851	64-18-6	ギ酸	●		1	*	*		*
済	22	サンジェット P-101	8008-20-6 1330-20-7	灯油 キシレン		●	1 0.3	*			*
済	23	サンジェット P-202	8008-20-6 1330-20-7	灯油 キシレン		●	1 0.3	*			*
済	24	サンジェット P-303	8008-20-6 1330-20-7	灯油 キシレン		●	1 0.3	*			*
済	25	サンジェット P-555 白	8008-20-6 1330-20-7 102-71-6	灯油 キシレン トリエタノールアミン	●	●	1 0.3 1	*			*
済	26	サンジェット P-616	8008-20-6 1330-20-7	灯油 キシレン		●	1 0.3	*			*
済	27	サンジェット P-636	8008-20-6 1330-20-7	灯油 キシレン		●	1 0.3	*			*
済	28	サンジェット P-1000	8008-20-6 1330-20-7 107-21-1	灯油 キシレン エチレンジグリコール		●	1 0.3 1				*
済	29	コンパウンド 薄め液	8008-20-6	灯油		●	1	*			
済	30	ケミパック UR	71-36-3 78-93-3	1-ブタノール メチルエチルケトン		●	1 1	*			*
済	31	ブロソズ液	1330-20-7	キシレン		●	0.3	*			*
済	32	マイクリーン #2300	141-43-5 111-76-2	2-アミノエタノール エチレンジグリコールモノノールマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	●	●	1	*			*
済	33	マイクリーン #2500	144-62-7	しゅう酸	●eye		1	*			*
済	34	SSシリコン除去剤	108-88-3	トルエン		●	0.3	*			*

皮膚等障害化学物質<sup>※A</sup>(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行))に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト  
弊社対象の製品一覧

三彩化工株式会社  
2024/10/11

《検索方法》

- ①編集/簡易検索(Ctrl+F または Command+F)で検索バーを開く。  
②検索バーのテキストボックスに、検索するキーワードを入力します。

(※)皮膚等障害化学物質の含有量が裾切値未満の製剤は皮膚等障害化学物質等には該当いたしません。

(※)製品SDSに「キシレン <1%」記載がある場合、キシレンの含有量が0.1%以上0.3%未満 皮膚等障害化学物質等 非該当/0.3%以上1%未満 皮膚等障害化学物質等 該当となります。(詳細な対象製品は以下の一覧をご参照ください。)

(※)成分名は、製品SDSに記載の名称と国によるGHS分類の名称が異なることがあります。

SDS 反映	No.	製品名	CAS No.	国によるGHS分類の名称	皮膚刺激性 有害物質 <sup>※B, C</sup>	皮膚吸収性 有害物質 <sup>※D, E</sup>	皮膚等障害成分 の裾切値(%)	カタログ① 総合 カタログ	カタログ② ネオリバー カタログ	カタログ③ 泥パック 工法カタログ	(弊社HP) SDS閲覧申込 フォーム
済	35	ラストリバー R-3	7664-38-2	りん酸	●		1	*			*
済	36	ラストリバー R-4	7664-38-2	りん酸	●		1	*			*
済	37	マイクリン BC-1	1310-73-2	水酸化ナトリウム	●		1	*			*
済	38	マイクリン BC-90 A剤	1310-73-2	水酸化ナトリウム	●		1	*			*
済	39	マイクリン#1000	107-21-1	エチレンジオール		●	1	*			*
済	40	ネオリバー スプレー イエロー	78-93-3 872-50-4 67-56-1	メチルエチルケトン N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】 メタノール		●	1 0.3 0.3	*			
済	41	ネオリバー スプレー ネクスト	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1	*	*		*
済	42	アロマテックス A	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)		●	1	*			*
済	43	アロマテックス B	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)		●	1	*			*
済	44	ホワイトアロマテックス	108-88-3 67-56-1 84-74-2	トルエン メタノール フタル酸ジ-n-ブチル	●	●	0.3 0.3 1	*			*
済	45	SSアンダーガードスプレー ブラック	108-88-3 1330-20-7 96-29-7	トルエン キシレン ブタン-2-オンニオキシム	●	●	0.3 0.3 0.1	*			*
済	46	ケミパック L-06	108-88-3 78-93-3	トルエン メチルエチルケトン		●	0.3 1	*			*
済	47	ケミパック L-08	78-93-3 108-88-3	メチルエチルケトン トルエン		●	1 0.3	*			*
済	48	レノバコンク	64-18-6	ぎ酸	●		1	*			*
済	49	レノバスプレー	64-18-6	ぎ酸	●		1	*			*
済	50	サイレンス	108-88-3 1330-20-7 67-56-1	トルエン キシレン メタノール		●	0.3 0.3 0.3	*			*
済	51	黒ワニス	8052-42-4 1330-20-7	アスファルト(ストレートアスファルト) キシレン		●	1 0.3	*			*
済	52	ネオリバー エコ No.1	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】		●	0.3	*	*		
済	53	ネオリバー 泥パック IW	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】		●	0.3	*			
済	54	ネオリバー 泥パック 橋梁用 TypeII	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1	*			*
済	55	ネオリバー #1440	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1	*	*	*	*
済	56	ネオリバー 泥パック B	872-50-4 91-57-6	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】 2-メチルナフタレン		●	0.3 1	*	*		
済	57	ネオリバー 泥パック 橋梁用	872-50-4 91-57-6	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】 2-メチルナフタレン		●	0.3 1	*		*	
済	58	ネオリバー #301	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】		●	0.3	*	*		
済	59	ネオリバー #346	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1	*	*		*
済	60	ネオリバー 泥パック 橋梁用 Type I	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】		●	0.3	*		*	
済	61	ネオリバー #400	872-50-4 109-83-1	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】 2-メチルアミノエタノール	●	●	1	*	*		
済	62	ネオリバー #1400	872-50-4 141-43-5	N-メチル-2-ピロリドン【N-メチルピロリドン】 2-アミノエタノール	●	●	0.3 1	*			
済	63	ネオリバー #1410	100-51-6 141-43-5	ベンジルアルコール 2-アミノエタノール	●	●	1	*	*		*
済	64	ネオリバー #1510	100-51-6 1310-58-3	ベンジルアルコール 水酸化カリウム	●	●	1	*	*		*
済	65	ネオリバー #1210	1310-58-3 141-43-5	水酸化カリウム 2-アミノエタノール	●	●	1	*	*		
済	66	ネオリバー #1220	1310-58-3 141-43-5	水酸化カリウム 2-アミノエタノール	●	●	1	*	*		
済	67	ネオリバー #1250	1310-58-3 102-71-6	水酸化カリウム トリエタノールアミン	●	●	1	*			

皮膚等障害化学物質<sup>※A</sup>(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行))に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト  
弊社対象の製品一覧

三彩化工株式会社

2024/10/11

《検索方法》

- ①編集/簡易検索(Ctrl+F または Command+F)で検索バーを開く。
- ②検索バーのテキストボックスに、検索するキーワードを入力します。

(※)皮膚等障害化学物質の含有量が裾切値未満の製剤は皮膚等障害化学物質等には該当いたしません。

(※)製品SDSに「キシレン <1%」記載がある場合、キシレンの含有量が0.1%以上0.3%未満 皮膚等障害化学物質等 非該当/0.3%以上1%未満 皮膚等障害化学物質等 該当となります。(詳細な対象製品は以下の一覧をご参照ください。)

(※)成分名は、製品SDSに記載の名称と国によるGHS分類の名称が異なることがあります。

SDS 反映	No.	製品名	CAS No.	国によるGHS分類の名称	皮膚刺激性 有害物質 <sup>※B, C</sup>	皮膚吸収性 有害物質 <sup>※D, E</sup>	皮膚等障害成分 の裾切値(%)	カタログ① 総合 カタログ	カタログ② ネオリバー カタログ	カタログ③ 泥バック 工法カタログ	(弊社HP) SDS閲覧申込 フォーム
済	68	ネオリバー #1411	100-51-6 141-43-5	ベンジルアルコール 2-アミノエタノール	●	●	1	*	*		*
済	69	ネオリバー #1412	100-51-6 102-71-6 109-83-1	ベンジルアルコール トリエタノールアミン 2-メチルアミノエタノール	●	●	1	*	*		*
済	70	ネオリバー #1520	100-51-6 1310-58-3	ベンジルアルコール 水酸化カリウム	●	●	1				*
済	71	ネオリバー S-546	100-51-6 64-18-6	ベンジルアルコール ギ酸	●	●	1	*	*		*
済	72	ネオリバー S-911	64-18-6 100-51-6	ギ酸 ベンジルアルコール	●	●	1	*	*		*
済	73	ネオリバー S-930	100-51-6 64-18-6	ベンジルアルコール ギ酸	●	●	1	*	*		*
済	74	ネオリバー S-921	100-51-6 144-62-7	ベンジルアルコール しゅう酸	●	●	1		*		*
済	75	ネオリバー S-926	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1				*
済	76	ネオリバー 添加剤 C	141-43-5	2-アミノエタノール	●	●	1	*			
済	77	ネオリバー 添加剤 N	1310-58-3	水酸化カリウム	●	●	1	*			
済	78	ネオリバー 添加剤 BA	100-51-6	ベンジルアルコール	●	●	1	*			*

※A 皮膚等障害化学物質等とは、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第594条の2(令和6年4月1日施行のものを用いる。以下同じ。)において、「化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。)」と規定されています。

※B 皮膚刺激性有害物質とは、皮膚等障害化学物質のうち、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感受性又は皮膚感受性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質をいいます。ただし、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除きます。なお、F列に「eye」の記載があるものは「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」のみ区分1に該当し、かつ、皮膚吸収性有害物質にも該当しないため、眼に対する保護具の使用のみ必要な化学物質になります。

※C 本一覧に掲載している皮膚刺激性有害物質は、令和5年3月31日までに分類された、**国によるGHS分類の結果に基づくものです。国によるGHS分類は見直しが行われますので最新の情報を確認してください。**また、譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報も確認してください。

※D 皮膚吸収性有害物質とは、皮膚等障害化学物質のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいいます。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除きます。

※E 本一覧に掲載している皮膚吸収性有害物質は、厚生労働省の行政検討会で検討した特定方法により、皮膚吸収性有害物質に含まれる化学物質を特定したものです。**本一覧に掲載されていない化学物質であっても、新たな知見等により皮膚吸収性有害物質に該当することが明らかとなった場合には、安衛則第594条の2に基づき不浸透性の保護衣等を使用させなければなりません。**

(参考: 令和5年度第1回化学物質管理に係る専門家検討会 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33388.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33388.html))

【対策】

不浸透性の保護具を着用してください。主な保護具は、以下の通り。

- ①化学防護手袋(保護手袋)---JIS T 8116
- ②化学防護服(保護衣)---JIS T 8115
- ③保護眼鏡---JIS T 8147
- ④化学防護長靴(履物)---JIS T 8117

化学防護手袋については、厚労省がHPにて選定マニュアル等を紹介していますので、ご利用ください。

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(第1版 令和6年2月)[PDF](厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>

リーフレット[PDF](厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216818.pdf>

耐透過性能一覧表[PDF](厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216988.pdf>

《弊社掲載カタログ》

カタログ①



カタログ②



カタログ③

